

新規就農者を応援します

国の農業関連補助事業のお知らせ

事業名 新規就農・経営継承総合支援事業 《青年就農者給付金事業（経営開始型）》

事業目的 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付

給付額 年間150万円を最長5年間給付

（給付金を除いた本人の前年の所得の合計が250万円以上の場合は給付停止）

給付要件（主な要件。すべて満たす必要があります）

- (1) 独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の新規就農者であり、農業経営者となることについて強い意欲を有している。
- (2) 自ら農地の所有権または利用権を給付対象者が有している。（農地が親族からの賃借が過半である場合は、給付期間中に所有権移転すること）
- (3) 主要な機械・施設を給付対象者が所有または借りている。
- (4) 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引をする。
- (5) 給付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳および帳簿で管理している。
- (6) 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有している。
- (7) 農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- (8) 市が作成する人・農地プランに位置付けられていること。
- (9) 生活保護・失業手当など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給とにならないこと。
- (10) 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること。

※親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象となります。ただし、給付期間中に新規作目の導入、経営の多角化など経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であること。

受付期間 平成26年4月14日（月）から平成26年4月25日（金）まで

※上記以後の受付は随時行いますが、本事業は予算の範囲内での実施となります。

給付申請 申請の際は自ら作成した経営開始計画書等を添付する必要があります。様式等は受付時に配付します。

受付・提出先 市役所農林水産課（申請者本人が市役所に受付・提出してください）

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線412）



農業を応援します

つがる市農業振興事業

事業内容

(1) **農業機械・施設導入等事業**

- ①国・県の補助事業で補助対象となっていない機械・施設導入経費及び更新する経費を確定額の4分の1以内（限度額100万円）を助成します。
- ②国・県の補助事業で補助対象となっていない農業に関する資格取得経費（更新を除く）および組織の活動費の確定額の2分の1以内（限度額20万円）を助成します。

(2) **堆肥等利用促進土づくり対策事業**

つがる市農業振興地域内の農用地区域内に水稻、畑作物、野菜、花き、果樹等が作付けされている農地に地力増進を図るため投入した堆肥・粉炭購入費の確定額の2分の1以内（限度額10万円）を助成します。

補助対象事業主体

(1) **農業機械・施設導入等事業**

農業を営む農業者5戸以上で構成された組織。ただし、共同防除組織にあつては、既存組織の再編を条件とします。

(2) **堆肥等利用促進土づくり対策事業**

ブランド農産物認定農業者およびブランド農産物認定を目指す農業者（事業実施年度4月1日現在において市税に滞納がない者に限る）および農業集団（農業を営む農業者5戸以上で構成された組織）

事業実施期間 平成23年度から5年間

申請受付期間 平成26年度実施分は、3月14日から5月31日まで

- 留意事項**
- ①補助対象については事前にご相談ください。
 - ②交付年度内に事業を完了してください。
 - ③補助金の交付決定前に発注したものは対象となりません。

【問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線411）



平成26年度つがる市農作業等標準額表

平成26年度つがる市農作業等標準額を下表のとおり設定しましたので、農業経営の参考としてご利用ください。
金額については1日8時間労働でいずれも賄い無しの基準としています。
表にない項目については、双方で協議してください。

作業名等		標準額	単位：円(10a当り)	付記			
農作業賃金	1	水田および畑等一般作業	1日当り	5,400	時間給の場合：1時間675円		
	2	剪定作業	1日当り	8,000			
	3	草刈り(燃料代含まず)	1日当り	10,000	草刈機持込		
請負料金(税込み)	4	畑耕起	トラクター	1回	3,500	プラウ耕起および重粘土・湿地・距離等により割増をする	
			2回	5,000			
			プラウ		3,000		
	4		トレンチャー	長いも		30,000	
				ごぼう100m当り		2,600	
	5	りんご園耕起	トラクター	1回		4,000	
				2回		7,000	
	6	レーザーレベラー			14,000~20,000		
	7	肥料散布	1種類		500		
	8	水田耕起			4,500	標準深耕10cmとし、深耕・重粘土・超湿地の場合割増(パワーデスクプラウも同じ)	
	9	水田荒かき	2回		3,500		
	10	水田代かき	2回		4,000		
	11	水田の耕起から代かき			11,000	水管理含む	
	12	田植機	苗なし		5,500	側条植えは割増する	
			苗付		23,500	側条植えは割増する・苗運搬なし	
	13	コンバイン	結束なし		11,000	籾の運搬含む	
			結束あり		13,500	籾の運搬含む・糸付	
	14	米の乾燥・調整	60kg当り		1,600		
	15	わら収集	ペーラ		4,000	糸付	
			レーキ		1,000		
16	畦塗り	片道100m当り		2,500			
17	マルチング		200m当り		1,500	普通うね	
					2,500	高うね	
18	心土破砕機(サブソイラー)	100m当り		400	標準深耕40cm		
19	みぞ堀機(明渠)	100m当り		2,000			
20	農薬散布(農薬代含まず)				1,000	ヘリコプター使用の場合	
					900	ブームスプレーヤーの場合	
21	麦	播種	ロータリー式		3,000	耕起を含む	
			刈取り		6,000		
			乾燥・調整	60kg当り	1,600		
22	大豆	播種			1,500		
				除草剤散布			900
				中耕・培土			1,200
				刈取り			6,500
				乾燥・調整	60kg当り		1,500
23	農業用機械の運転	1日当り		8,000			

●つがる市賃借料情報(平成25年1月から12月までの参考平均価格)
田(10a当り) 24,600円 畑(10a当り) 5,800円 樹園地(10a当り) 10,300円

【問い合わせ先】つがる市農業委員会事務局(柏分庁舎内) 電話25-3820

広告

「買う」も「借りる」も 気がるにらくみみコース
補聴器ならパリミキで!!

3,150円*からの貸出補聴器
※2014年3月末日までの価格です。(2014年4月から税率が変わります)

●初めて補聴器をご使用される方
●ご両親に試してほしいご家族の方
●現在使用されている補聴器が合わない方

小型 耳あな型 Beltone

パリミキ イオンモールつがる柏店 Tel.0173-25-3417

広告

たたみ張替 新畳 表替 裏替 お電話下さい。
家具の移動は当店におまかせ下さい!
これを機会にお部屋の模様替えをどうぞ!

1枚だけのご注文も喜んで!
仕事の大小にかかわらず、丁寧がモットーです。

サンプル持参でお見積り 見て、触って、納得!

三浦豊製作所
つがる市森田町床舞玉水16-2
TEL・FAX (0173)26-3130
携帯 090-5592-4093

住所が変わったら、住民異動の届出をしてください

- 届出人は本人または同一世帯員（同一世帯でない方が届出をする場合は、委任状が必要です）
- 届出人の本人確認をいたします。（本人確認書類は、運転免許証・旅券（パスポート）・住民基本台帳カード・年金手帳・身障者手帳・保険証・預金通帳・身分証明書・社員証など）

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの	届出場所
転入届 他市町村からつがる市へ住所を移したとき	転入した日から14日以内に	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・転出証明書（前住所地の市町村で発行したもの） ・住民基本台帳カード（交付を受けている方のみ） ・国民年金手帳（加入者のみ） ・介護保険受給資格者証（該当者のみ） 	市役所市民課 稲垣出張所 車力出張所
転居届 つがる市内で住所を移したとき	転居してから14日以内に	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 交付を受けている方のみ <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・住民基本台帳カード 	
転出届 つがる市から他市町村へ住所を移すとき	転出する前に	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 交付を受けている方のみ <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証 ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・住民基本台帳カード 	
世帯変更届 世帯主変更 世帯合併 世帯分離	変更があった日から14日以内に	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 交付を受けている方のみ <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 	

【問い合わせ先】市民課 電話42-2111（内線262・265）



すずらんの会

～自死遺族の集い～

「すずらんの会」は、自死遺族の悲しみや苦しみを分かち合うための集いで、現在、ご家族を自死で亡くされた方が参加しています。あなたの悲しみや苦しみを安心して話せる場所ですので、一人で抱え込まずにご参加ください。

<参加者の声>

「今はすずらんの会で同じ境遇の仲間と話し、わかり合えることで、心が軽くなり、笑顔を取り戻せました。いざという時に話を聞いてもらえるという心強さを感じ、自分だけじゃないという安心感に救われました」

日 時：3月24日（月）14時～16時

場 所：木造ふれあいプラザ（JR木造駅隣の三角屋根の建物）

申し込み：事前に電話で精神保健担当の保健師へお申し込みください。

※すずらんの会とは別に、精神保健担当の保健師が訪問や電話で自死ご遺族の相談にも応じています。

【申し込み・問い合わせ先】

健康推進課 電話42-2111（内線305）

印鑑登録証交換のお知らせ

町村合併前の印鑑登録証（カード・手帳）は、すでに使用できませんので、お持ちの方は、つがる市の新カードに交換してください。

●交換場所：

木造・森田・柏地区→市役所市民課

稲垣地区→稲垣出張所

車力地区→車力出張所

●持参するもの：旧町村で発行された印鑑登録証（カード・手帳）

●交換期限：期限はありませんが、来庁の機会がありましたら交換してください。

●手数料：無料

※代理の方でも交換できます。

【問い合わせ先】

市民課 電話42-2111（内線262・265）



健康万歩計は、西北五医師会が、皆さんが健康で元気に過ごすための必要な情報を提供し、ドクターからのアドバイスを紹介するコーナーです。

今月のドクター

山内 誠 先生
(山内クリニック・院長)



ばね指について

筋肉の両端はひも状の腱となって骨に付着する。この腱を包んでいる鞘が腱鞘である。腱鞘は腱の浮き上がりを防止し、筋肉の力を効率的に手指に伝えるための滑車の役割をする(図1)。また腱鞘は、なかに滑液を満たしており、腱がスムーズに往来できるように働いている。腱が刀なら、腱鞘は鞘ということになる。この腱鞘に炎症が生じたものを腱鞘炎という。

ばね指(弾発指)は、数か所ある**靭帯性腱鞘**の一つA1滑車部で生じた**狭窄性腱鞘炎**で、指を伸ばそうとした時に「カクツ」と弾かれたようにまっすぐになる動き(弾発現象)が生じるのでこの名がついている。包丁やはさみ等を使いすぎたりするなど、手指の使いすぎで起きてくる。

指を曲げると**屈筋腱**が、A1滑車の近位部で手のひら側より強く押し付けられる。この状態が過度に繰り返されると、腱鞘のA1部が肥厚し、軟骨様に固くなる。腱もまた変性を生じ部分的に肥厚する(図1)。腱鞘が腱に対して相対的に狭くなる状態となる(狭窄性腱鞘炎)。

症状は、ばね現象の他、指のつけ根(MP関節)の掌側に痛みや圧痛があらわれる。起床時に指がこわばったり、また、指が腫れたりすることもある。親指罹患例では、親指の中間の関節(IP関節)を伸ばす腱(長母指伸筋腱)に無理な力がかかり、IP関節の背側(手の甲側)に痛みを訴える例もある。

図1 なぜ、ばね指が起こるのか

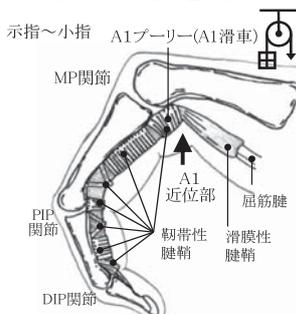
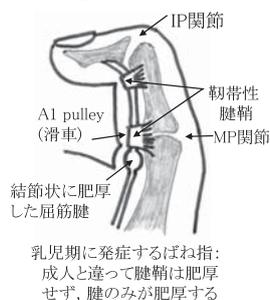


図2 強剛母指



頻度的には日常的に手をよく使う50歳代の女性の(利き手側の)親指、中指、薬指に多くみられる。

治療としては、患部の安静が第一であり、アイシングも有効である。一般的には、非ステロイド性抗炎症薬の外用や内服、局所麻酔薬と副腎皮質ステロイド薬の腱鞘内への注入が行われている。レーザー照射の併用も有効である。難治性の場合には腱鞘切開術が行われるが、内視鏡による切開も行われている。

生後数週間から2、3歳の乳幼児でも、このばね指をみることがある。ほとんどが親指に起こり**強剛母指**と呼ばれるが、通常は自然に治癒するので心配はいらない(図2)。

なお、稀ではあるが、結核菌が慢性の腱鞘炎を起こすことがある。医療従事者がBCG接種を行う際に、誤って自身の指を刺してしまうこと(針刺し事故)などがその原因となっている。

3月は「自殺予防強化月間」です

身体面

- ◇よく眠れない
- ◇食欲がない
- ◇体調不良が続く

精神面

- ◇集中力がなくなる
- ◇表情が暗くぼんやりしている
- ◇意欲や興味の減退がみられる

行動面

- ◇遅刻、欠勤しがち
- ◇周囲との交流を避ける
- ◇飲酒量が増える

悩みやストレスから生じるこころの疲れは、身体面、精神面、行動面の変化となってあらわれます。大切な人や身近な人に、不眠やイライラ、気持ちの落ち込みなど「いつもと違う」様子が長引いていたら…何か問題を抱え、悩んでいるかもしれません。

一人一人の「いのち」が、かけがえないの**大切な「いのち」**です。
みんなで大切な人の命を守りましょう。

【問い合わせ先】健康推進課 電話42-2111 (内線305)

「あれっ? いつもと違うな」に用心 ～身近な人が最近、こんなふうではありませんか?～

